

奈良県公安委員会告示第79号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年8月3日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

運転免許取得者教育を行う者の氏名 又は名称	運転免許取得者教育に使用する施設の名称	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
奈良交通株式会社	奈良交通自動車教習所	中村憲児	谷口宗男	平成24年 6月22日